

企画書審査基準

企画書は、次に掲げる事項により審査・提案する。

また、選定された企画書の提出者を、契約の相手方とする。

1 選定に関する基本的な考え方

日本遺産映像コンテンツ制作等業務は、日本遺産の構成文化財や地域資源等の映像及び画像の撮影により、紙媒体、ウェブサイト上等での情報発信や魅力発信のための共通の素材を確保するとともに、撮影した素材等を用い、日本遺産の魅力ある映像発信のためのコンテンツを制作することを目的とする。

日本遺産ストーリーブック制作等業務は、日本遺産映像コンテンツ制作等業務で確保した素材と伴に取材を行い、歴史や魅力などをストーリーとしてまとめた冊子を作成し、魅力発信を正確に円滑に行うことを目指すとともに、ストーリーブックと整合を図った要約版を作成し、わかりやすく伝えることを目的とする。

このため、次の項目について審査する。

(1) 企画能力

- ・映像素材の撮影コンセプト
- ・映像コンテンツのコンセプト
- ・ストーリーブック、ストーリーブック要約版のコンセプト 等

(2) 編集デザイン能力

- ・映像コンテンツの構成、見た目、利用のしやすさ
- ・ストーリーブック、ストーリーブック要約版の構成、見た目、利用のしやすさ 等

(3) 創意工夫

- ・内容のわかりやすさ
- ・インパクト
- ・おもしろさ
- ・独自性 等

(4) 経費

- ・業務内容に見合った適切な経費であること
- ・業務の効率的な運用による経費削減を図っていること 等

2 選定方法

(1) 各審査委員が、企画提案ごとに、1の各項目について1点から5点までの5段階評価を附す。

(2) 各審査委員による審査の合計点が最も高い企画書を採用する。

(3) 合計点の最も高い企画書が複数ある場合には、そのうちから審査委員長が選定する。